



グリーンインパクトセミナーを開催



2019年6月20日（木）に販売会社のご担当者様向けに「グリーン・インパクト・セミナー」を開催しました。SBIグローバルESGバランス・ファンド「グリーン・インパクト」の投資対象である外国投資信託の債券部分の運用を行っているAffirmative Investment Management（以下、AIM社）の共同設立者兼会長のStephen Fitzgerald氏をお招きし、主に運用内容について、説明していただきました。尚、Stephen Fitzgerald氏はIMFと米財務省が共催した「17th IMF Public Debt Management Forum」のパネリストとして来日された関係で、今回のセミナーが実現しました。国内で債券を投資対象としているファンドは少なく、参加者は運用手法など注目していました。

パネリストのご紹介



スティーブン・フィッツジェラルド氏

Affirmative Investment Management の共同設立者 兼 会長

運用経験27年間で、2014年に債券投資業界のリーダーとして、また、ESG債券投資に関する顧問としての広範な経験を活かし、AIMを共同設立し会長に就任。

ゴールドマンサックス・アセット・マネジメント（以下GSAM）ロンドンの債券・通貨運用部門を立上げ大きく成長させた後、GSAM欧州、アジア太平洋地域、中東、ラテンアメリカ、GSAM日本法人のCEO、ゴールドマンサックス・オーストラリアおよびニュージーランドの会長を歴任。

現在はオーストラリアの政府系ファンド（SWF）「フューチャー・ファンド」を運用するボード・オブ・ガーディアンズのメンバーのほか、グレートバリアリーフ基金、金融業界団体「バンキング・アンド・ファイナンス・オース」、国立先住民優越性センター（NCIE）の役員も務めている。さらに、ニューサウスウェールズ州政府の「社会に影響する債券に関する専門家顧問委員会」の委員にも就任している。

ファンドの運用に関して

セミナー冒頭では、当社代表取締役社長の梅本より挨拶を申し上げ、続いて、Stephen Fitzgerald氏がESG投資やインパクト投資について運用者の視点で説明があり、特に以下の点を強調されました。



写真左：SBIアセットマネジメント代表取締役社長梅本
写真右：Stephen Fitzgerald氏

- ✓ 環境問題に好影響を与えるプロジェクトに投資をするグリーンボンドや、男女平等など社会問題の解決に貢献するプロジェクトに投資をするソーシャルボンドなどの発行は世界的に急増しています。
- ✓ その背景には、投資家の需要の大きさがありません。もともと欧州では、このような環境や社会に好影響を与える債券運用が盛んでしたが、最近では日本をはじめ米国やアジアなど世界的に広がりを見せています。
- ✓ AIM社が投資をするグリーンボンドやソーシャルボンドは、一般的な国債や社債と比較しても投資効果に大きな違いはなく、また仕組みにおいてもクーポンと償還金で構成されている点なども同等です。
- ✓ では、なぜグリーンボンドやソーシャルボンドに投資するのでしょうか？それは一般の債券から得られる運用収益に加え、環境や社会に好影響（インパクト）を与えられるからです。
- ✓ AIM社では、投資家の皆様に「インパクト」を実感していただくため、年に一度「インパクト・レポート」を発行し、運用を通して二酸化炭素排出量の削減にどの程度のインパクトを与えることができたか、などを報告しています。

その後、「グリーン・インパクト」の投資対象である外国投資信託の株式部分（LOファンズ - グローバル・リスポンシブル・エクイティ）についてロンバー・オディエより説明がありました。

セミナーの参加者の皆様からは、運用に関するご質問やインパクト・レポートなどについて活発なご意見を頂戴し、ESG投資やインパクト投資への関心の高さを伺うことができました。



グリーンインパクトセミナーレポート

ロンバー・オディエグループについて



【1796年に創設された世界有数のプライベート・バンク】

ロンバー・オディエはスイスのジュネーブにて創業した、200年を超える歴史を有する欧州最大級のプライベートバンクです。創業以来、パートナーが全額出資し経営する独立した経営体制を維持しています。

【インパクト投資】

ロンバー・オディエ・グループはインパクト投資を行っています。インパクト投資は、新しい投資哲学として急速に成長しているだけでなく、社会的責任、投資リターン、投資リスクに対する投資家の考え方に挑戦するものでもあります。

【世界23カ国に業務を展開】

世界23カ国、27拠点にて業務を展開し、約2480人の従業員を有しています。運用資産残高は2623億米ドル（約29兆円*）に及びます。

*2018年12月末現在（円換算レートは1ドル＝111.00円を使用）

AIM社について



気候変動及び社会的に貢献できる戦略の提供に特化した初めての運用会社です。インパクト債券市場の開設と発展に大きく貢献した実績を有します。本社をイギリスに置き、米国やオーストラリアにも拠点を展開しています。

AIM社の運用チームについて

- ・大手運用会社CIO経験者を中心に、債券運用の分野にて業界最高水準の経験を有するメンバーが運用に従事。幅広いグリーンボンド分野から魅力的な銘柄を発掘する能力を有します。
- ・サステナビリティ調査・方針部門長であるJudith Moore博士は世界銀行の元コーポレート責任 部門長で、世界銀行ではグリーンボンド発行時のプロジェクト適正基準の最初の枠組みを構築しました。（2009年に世界銀行が最初のグリーンボンドを発行。）

投資リスク

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建て資産には為替リスクもあります。したがって、**投資者の皆様**の投資元本は保証されているものではなく、**基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります**。信託財産に生じた**利益及び損失は、すべて投資者の皆様**に帰属します。また、**投資信託は預貯金と異なります**。本ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「流動性リスク」などがあります。 ※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。
<詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。>

当ファンドに係る費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に 3.24%（税抜3.0%） を上限として販売会社が独自に定める率を乗じた額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。 ※消費税が10%となった場合は3.3%となります。
信託財産留保額	換金（解約）申込受付日の翌々営業日の基準価額に 0.1% を乗じた額をご換金時にご負担いただけます。
運用管理費用（信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に 年1.1556%（税抜：年1.07%） を乗じて得た金額とします。 ※消費税が10%となった場合は年1.177%となります。
その他の費用及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買手数料、信託事務の諸費用、目論見書・有価証券届出書・有価証券報告書・運用報告書作成などの開示資料の作成、印刷にかかる費用及びこれらに対する税金をファンドより間接的にご負担いただけます。これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からのお支払いとなります。
購入・換金申込受付不可日	次のいずれかに該当する場合は、原則として購入・換金の受付を行いません。 ・ルクセンブルクの銀行の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・委託会社が指定する日
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	2029年5月28日まで（設定日：2019年5月30日）
繰上償還	次の場合等には、信託期間を繰上げて償還させる場合があります。 ・各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年5月28日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回、毎決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。 ※販売会社によっては、収益分配の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	各ファンド5,000億円
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご相談されることをお勧めします。